

市第 139 号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第75条第 2 号中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に、「または」を「又は」に改め、「仕掛け」の次に「（火薬類取締法（昭和25年法律第 149 号）第25条第 1 項の規定により市長の許可を受けたものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

火薬類取締法の一部改正に伴い、煙火の打上げ等に係る届出手続に関する規定の適用除外を定めるため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第75条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。ただし、第5号にあって当該区域が2以上となるときは、消防長に届け出るものとする。

（第1号省略）

- (2) 煙火（玩具用煙火を除く。）の打上げ~~又は~~仕掛け（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の規定により市長の許可を受けたものを除く。）

（第3号から第7号まで省略）